

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成28年6月15日（水）17:01～17:20
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授
委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長
委員 八代 尚宏 国際基督教大学教養学部客員教授
昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

<関係省庁>

西海 重和 国土交通省観光庁観光産業課長
英 浩道 国土交通省総合政策局政策課政策企画官

<事務局>

佐々木 基 内閣府地方創生推進事務局長
川上 尚貴 内閣府地方創生推進事務局次長
杉田 香子 内閣府地方創生推進事務局参事官補佐

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 農家民宿等の宿泊事業者による旅行商品の企画・提供の解禁
 - 3 閉会
-

○事務局 国家戦略特区ワーキンググループのヒアリングを開催いたします。続きまして、「農家民宿等の宿泊事業者による旅行商品の企画・提供の解禁」ということで、観光庁、国土交通省にお越しいただいております。

本件につきましては、元々仙北市等の提案があったもので、今年4月にワーキンググループでもかなり御議論をいただき、その結果、「日本再興戦略2016」に盛り込みされました。本日は、その後の検討状況や今後の進め方について、観光庁のほうから御報告いただきたいと思います。

それでは、八田座長、よろしくお願ひいたします。

○八田座長 お忙しいところをお越しくださいまして、ありがとうございます。

それでは、早速、御説明をお願いいたしたいと思います。

○西海課長 かしこまりました。よろしくお願ひいたします。

今後の進め方でございますけれども、お配りいたしましたペーパーの下のほうの「今後のスケジュール」にございますように、今月下旬以降、関係者と言いますか、まずは、今回の御要望をされました仙北市に、できればどういった着地型旅行商品をお望みか、内容をお伺いしたいと思っています。例えば、着地型と言っても、少し近くを回ると思いますので、マイクロバスとかバスを使われるのか、あるいは船とか周遊みたいなものを使われるのかを含めて、どういった旅行商品をお考えなのかということをお伺いしまして、そのために必要な実務知識を必要最小限でどれくらい要るのかというのを正確に把握したいと思います。それが分かれば、今回のポイントは、旅行業務取扱管理者を置くのが大変だということでございますので、必要最小限度の知識、必要な部分まで試験内容を減らしまして、それで受かりやすくしたいと考えてございます。

その際、やはり安全だけは担保しなければいけませんので、仮にバスを使いますということであれば、例えば、安全なバスの選定とか、今ガイドラインを作っていますので、そういうことについて実務知識のほうに入れておきましょうとか、あるいはバスや船を使う場合には、事故があった場合の責任関係とか保険の問題については基礎的な、必要最小限度にして試験に入れていただいて、何かあった場合にもちゃんと責任関係、補償関係が明確ですということで安心してやっていただくことが大事だと思いますので、そういうことをやる。

逆に言いますと、今の試験というのは、例えば、新幹線とか航空は要らないと思いますので、そういうものは除こうと思いますし、それから、仮に宿泊を伴わない場合、これは日帰りですから、その場合は宿泊の約款とかは必ずしも必要とは限りませんので、そういうものを試験から除くことで、速やかに受かるような形にしたいと思っています。

こういったことを聴取し、調整した上で、できるだけ速やかに結論を得て対応したいと考えてございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、委員の方、御意見ありますか。

○原委員 これは、これからここで検討いただくということですね。

○八田座長 ということは、仙北市の担当者とどういうふうに接触させるようにしますか。

○西海課長 まだ接触したことがないのです。今まで一応、基本的に接触しないようにということだったのですが、今後は、中身を聞かせていただければありがたいと思っているのです。

○事務局 内閣府事務局に仙北市を担当している者がおりますので、そちらから市に具体的なニーズを聞いて、国土交通省にフィードバックして、省庁間で詰めていくという形でやらせていただけたらと思います。

○西海課長 分かりました。そうしていただければありがたいと思います。

○八代委員 せつかくなので技術的な話ですが、消費者保護の担保方法ということで、安全なバスの選定というようなやり方を、この旅行業務取扱管理者が知っているかどうかの試験をしているということなのですか。

○西海課長 安全なバスの選定というのは、例えば、具体的にはどういうところを確認いただかくかというのをガイドラインで示しています。例えば、行政処分履歴とか、最近の事故歴とか、あとはかなり古い車両を使っていないかとか、そういった基本的なことの注意点、何に注目すべきかという着眼点ですね。それらをガイドラインで示しているので、そういうのを御存じですかという簡単な試験になりましょうし、あるいは例えば、無理な行程、要するに、長時間運行になるとどうしても事故のリスクが高いものですから、大体今、法律では何時間運行が制限になっています。企業体によって違うのですけれども、そういう基本的なところを必要があれば、試験に出すということでございます。

ただ、長距離のバスがなければ要らないので、それは試験を当然除くということにしたいと思っています。そうすると、かなり試験の問題が減って、かなりかかるのを迅速にできるだろうと思っています。

○八代委員 そんなことをいちいち各旅行業者がチェックするのですか。今、深夜バスは何キロ以上行くときは2人付けなければいけないと、それは国かどこかの規定があるわけですね。それを要するに、バスの運行業者はちゃんと守っているわけで、そういうことを一々チェックしなければいけないのですか。よく分からるのは、試験の問題なのかどうか。現にそんなものがあっても、この前みたいな軽井沢の事故が起こっているわけで、そんなの試験を取るか取らないと関係ないように思うのですけれども、どうなのでしょうか。

○西海課長 今後の制度全体の見直しかとは思いますけれども、八代先生がおっしゃるように常識的に必要な部分と、ただ知っていていただきたい着眼点とか注意点というのはあります。今のお話でもう少し分かりやすく言うと、例えば、運賃に下限というのがあって、下限割れ運賃になるとなぜダメなのかとか、そういうことは理解いただきたいと思いますので、そういった理解度を計るために試験をやっているわけです。そういう意味では、今回、内容を聞いて、まさに八代先生のおっしゃるような話でございまして、本来はバス会社が守っていればいいよねという話であれば、それは試験から除けばいいでしょうし、逆に、無理な行程をお願いしたり、あるいは下限割れというのも仕組みがあって、それはなぜダメなのか。それは要するに、安全運行の費用を削る可能性があるからなのですけれども、そういったことの基本的な理解はしていただくということで、何が必要で、何が必要でないかというのを改めてもう一回見直すということになります。

○八代委員 それはバス会社のほうを規制するのであって、そういうのを旅行業者がいちいちチェックするのかと。

○八田座長 だから、バス会社を規制し、しかし、ちゃんと規制されたところを使いなさいよと。

○八代委員 二重の規制なのですか。

○西海課長 バス会社が守っていればいいのですけれども、例えば、今回の起こった事故は、バス会社のほうから下限割れを持ってくるのです。下限ですと言つて。そういうのを知らない人は、下限というのをそもそも知らなければ、この値段でやってくれるのか、ではお願いしますということになって、実は無理でしたということになつたりするので、基本的なことだけは一応御理解いただくということになります。

○八田座長 その際、普通だと旅行業務取扱管理者なのですが、この場合は非常に地域限定・業務限定ですが、試験が別だからというので何か別の名前を付けるのですか。

○西海課長 今、仮称ですけれども、地域限定とか着地型とか、何か分かりやすい名前を付けて、そのような形にしたいと思います。こうすれば、かなり着地型も色々なところに売れるようになると思います。

○八田座長 では、よろしいですか。

どうもありがとうございました。非常に前向きに御検討くださるということで、よろしくお願ひいたします。